

○極東國際軍事裁判速記録 第五號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛爾蘭聯合王國、「ソビエツト」社會主義共和國、聯邦、濠洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

被告 荒木 貞夫 土肥原賢二
橋本欣五郎 畑 俊六
平沼騏一郎 廣田 弘毅
星野 直樹 板垣征四郎
賀屋 興宣 木戸 幸一
木村兵太郎 小磯 國昭
松井 石根 松岡 洋右
南 次郎 武藤 章
永野 修身 岡 敬純
大川 周明 大島 浩
佐藤 賢了 重光 葵
嶋田繁太郎 白鳥 敏夫
鈴木 貞一 東郷 茂徳
東條 英機 梅津美治郎

昭和二十一年五月十四日(火曜日)
東京都舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷ニ於テ

午前九時三十五分開廷
○ヴァン・ミーター執行官 極東國際軍事裁判所は只今より開廷致します。

○ウエツプ裁判長 次の動議は米國側辯護人から提起される筈であります。此の動議は斯う云ふことに基いて居ります。即ち裁判官側は同盟國員から成つて居ると云ふことに此の動議は關聯して居ります。

○ワレン辯護人 只今からアメリカ側の辯護人を紹介致します。梅津被告を代表致します。山岡レクターニ少佐。東郷氏を代表致します。山岡

氏。重光氏を代表致します。フアーシニス大尉。武藤氏を代表致します。ワレン少佐。平沼男を代表するクライマン大尉。

○フアーシニス辯護人 では追加申立を提出致します。此の申立は五名のアメリカ辯護人に依つて申立てられるものであります。私は第一點を申立てまして、他の點はブレイクニー氏及び山岡氏が陳述致します。

我々は裁判長の御希望に副ふことが出来ませぬのは残念であります。それは時間が足りなかつたからであります。我々は論點を分擔して申述べる積りであります。此のやり方に依つて手續を永引させるよりも、之を早めるであらうと存じて居ります。

我々は是は清瀬博士の提出されました申立に對する追加申立であると云ふことを指摘致したのであります。此の申立を立に署名致して居ります。アメリカ辯護人は清瀬博士の申立を支援するのであります。之に代るものにはありません。私は斯う云ふことを申上げますのは首席檢察官が……

○ウエツプ裁判長 何か辯護人の能力を賞讃するやうな言葉がございましたならば、それは省いて戴きます。

○フアーシニス辯護人 清瀬博士の申立に對する檢察官側の態度を理由と致しまして之を申立てるのであります。

第一點は、此の裁判所の判事は日本を破つた諸國の代表者であり、此の諸國が此の訴訟に於て原告であるのでありますから之に依つて法律に適した公正なる裁判は出来ないといふこととあります。是は實質的力の問題であります。日本もドイツも戦争に勝つた國も、同じやうに實質的力を持つものであります。此の力が存在して居ることは能く存じて居ります。日本は數箇月占領されて居りましたが、此の法廷に出て

居ります被告人の二人を除く外は、數箇月何等の法的援助を得ずして監禁されたのであります。管轄の問題は道徳的判斷の問題であり、之を論據として論ずるのであります。

私はフオーリンアフニヤーズ誌四月號に出ましたマックスレーデン教授のニユーレンベルグに於ける公正なる裁判と云ふ記事を引用したのであります。裁判所は公正の眞實なる標準、即ち公正なる行動を行使することが是で出来るのであるかどうか。此の法廷の管轄はポツダム宣言でありまして、戦争犯罪人に對して公正なる裁判をするといふことにあるのであります。本條例は、此の裁判は迅速にして、公正なる裁判を目的とすると述べて居ります。裁判長も此の裁判の壁頭に於て公正なる裁判を確保する限り成べく速に之を行はうと云ふことを述べられました。我々は判事の任命の状況から言ひましても、此の裁判所は公正、適當、又普通の裁判が出来ないと云ふことを主張するのであります。それでありますから管轄はないと主張するのであります。之を主張致すに當りまして我々は、何等尊敬に値しない個人的攻撃をしたくないと云ふことを強調致すのであります。此の事態其のものに缺點があると云ふことを申すのであります。

此の手續は原告は日本が戦争をし、今猶ほ戦争状態にある諸國、日本を敗北せしめた諸國、日本の降伏を受諾した諸國であります。此の裁判所の各判事の各判事は最高指揮官に依つて、聯合國の提出した表より選ばれて任命されたのであります。開廷の日裁判長殿が言はれた通り、此の判事は日本を敗北せしめた國を代表して居るのであります。

此の起訴狀に提起してあり、起訴してあります。此の起訴は是等の諸國に對する犯罪でありまして、即ち戦争を計畫し、戦争を開始し、戦争を遂行したと云ふこととあります。又是等の諸國に對する條約の違反であります。殺人、戦争法規の違反、俘虜其の他の非戦闘員に對する虐待其の他の違反であります。被告人は是等の行動に對する計畫、共同謀議の指導者であり、組織者であり、教唆者であり、又共犯者であると云ふことに依つて起訴されて居るのであります。彼等は政府に於ける高位官職、又軍隊に於ける高位地位にあつた爲に斯かる犯行に對する責任、戦争法規の不履行に對する責任を負ふのであると云ふことを述べて居るのであります。彼等はそれこれ此の行爲に對して起訴されて居りまして、戦争を計畫し、戦争を開始し、戦争を遂行した爲に起訴されて居るのであります。彼等は殺人罪に對して起訴されて居るが、それは日本の軍隊に對して斯う云ふ行爲を命じたからであると云ふ理由の下に起訴されて居るのであります。

是等の諸國は被告人が此の犯罪に關して有罪であると確信し厳正なる裁判を受べきものであると信じて居ることは明かでありませう。然らざれば此の起訴狀に於ける各判事は提起されなく、又此の裁判も提起されなかつたのでありませう。

此の裁判所の判事は總べて斯う云ふ國家の代表であり、是が原告國家の代表であり、又檢察官も其の國家を代表して居るのであります。我々は此の裁判所の各判事が明かに公正であるに拘らず、任命の事情に依つて決して公正であり得ないことを主張するのであります。でありますから此の裁判は今日に於ても又今後の歴史に於ても、公正でなかつた、合法的でなかつたと云ふ疑を免れることが出来ないものであります。

此の裁判に於て勝者が敗者を裁判し原告が被告を裁判すべきであると云ふことが主張されたのであります。是は必要でないといふ我々は主張するのであります。被告は中立國の代表者に依つて裁判されることが出来るのであります。中立國は戦争の熱情及び憎悪から脱して居りまして、斯かる國の代表者に依る裁判こそ合法的であり、公

に於て行はるべき爲であります——二時三十分まで休憩致します。

午後零時十五分休憩

午後二時四十分開廷

○ヴァンミーター執行官 極東國際軍事裁判所を茲に再開致します。

○コミンズ・カー検事 ……

○向哲濬検事 ……

○クレマン陸軍大尉 ……

○ウエツプ裁判長 法廷に屬されて居る事實に限つて申されて居ります。

○向哲濬検事 ……

○ウエツプ裁判長 演説をしないで下さい。

○向哲濬検事 ……

○ウエツプ裁判長 之に對して何か答がありませんか。

○ブレックニー陸軍少佐 十分か十五分休憩したいと思ひますが如何でせう。

○ウエツプ裁判長 何の爲ですか——十五分間休憩致します。

午後三時四十分休憩

午後四時開廷

○ヴァンミーター執行官 法廷を茲に再開致します。

○清瀨辯護人 裁判長、通譯のことに關し申上げることを御許し願ひたいと思ひます。

○ウエツプ裁判長 既にあなたに對しまして、過去に於て行はれたこと、並に將來行はれんとすることに付て申上げた筈であります。

○清瀨辯護人 いや、違ふことですよ。先刻のやうなことではなく、やはり昨日以來と同じやうに此の法廷で一々御翻譯を願ひたいと思ふのであります。例へば先程支那側の検事が御辯論をなさいましたが、通譯がない爲に、被告及び被告の辯護人は、之に對して必要なオブジェクションを上げる機會を失つて居ります。又クレマンさんが適當にオブジェクションをして下さいましたけれども、その意味がよく我々の側に

は、徹底して居ませんでした。此の儘で進むことは……

○ウエツプ裁判長 クレマンさんが申されました反對は、申請でありました、それは削除するといふことであります、それを私は許可致しました。

○清瀨辯護人 それは結構なんです。裁判長の之を許可なさつたことは非常にいいのです。併しながらそれが何であつたかが、被告並に被告の辯護人は分りませんからして、休憩中に何であつたらうかといふ疑ひを持つ者さへあつたのであります。善い事でも悪い事でも、法廷の進行が分らなければフェアトリアルといふわけには行かないと思ひます。

○ウエツプ裁判長 必要なる翻譯は成るべく出来るだけ早い機會に於て提供致します。それでもうこの問題は終りであります。

○ブレックニー陸軍少佐 私は全アメリカ辯護人を代表致しまして、先程の檢察官側の議論に對して、簡単に反駁致したいと思ひます。時が時でありますので、若し私が非常な速度を以て反駁することになれば、それは裁判長閣下御許し願ひたいと思ひます。首席檢察官の、世界の各國が殆んど戰勝國側に立つて居るといふ假定は、言過ぎであると思ひます。併し是は問題であるではありません。此の戰勝國側が戰敗國側に對する問題を、法律問題とを混同することは間違ひであります。戰爭が侵略的のものであらうと、自衛的のものであらうと、戰勝國側の力は同様であります。確かなことは、此の裁判が今度發せられた起訴狀に基いて行はれることであるならば、將來戰爭を行つた場合に、又どういふ風に此の問題を、取扱ふといふ問題が生ずるのであります。

○ウエツプ裁判長 それは管轄の問題とは關係ありません。

○ブレックニー陸軍少佐 參與檢察官コミンズ・カー氏は合法的又は非合法的の戰爭の區別をされましたが、多分それは合法的な側と、非合法的な側の區別であるのではないかと推察致します。此の殺人に關する罪狀に關して特に申上げますと、

私の思ふ所によりますと、檢察官側の異議は勝つた方の殺人は、合法的であつて、敗けた方の殺人は、非合法的であるといふ議論ではないかと存じます。客觀的な見方がない爲に、ヘーグ協定並にジュネーブ議定書によつて列國は、戰爭の規則を決めました。此の規則に於てオツペンハイム氏の著書一七五頁に左の如く書いてあります。

國際法の規定は戰爭の原因に拘らず當嵌るのであります。檢察官の方は斯様に議論致しました。日本が宣戰布告したことは異議がないと、それは勿論異議がないのであります。最も顯著なる事實は、支那は宣戰を布告しなかつたのであります。支那と日本との間に、戰爭状態があつたか

なかつたかといふ問題は、まだ議論の餘地があるのではありません。國際法の觀點から見なくてはなりません。一九四五年版一六八七頁以下

のやうなことが書いてあります。上院外交委員長ビットマン氏が引用して居ります言葉を申し上げますと、未解決の紛争に於て兩政府共に戰爭状態の存在して居ることを否定して居る、その一九三七年當時、並に其の後何度にわたつて、戰爭状態のあるといふことが、否定せられて居ります。更に法廷に對して是れ以上申上げることが控へまして、此處に於ては、お互の間に意見

の相違があるやうに思はれます。それは前例を作るのであるか、否かといふ問題であります。彼等は一方に於きまして本裁判は歴史に残るものであるといふことを承認して居ります、片一方に於きまして、彼等は新しい法律を作るものではないといふことを、聲明して居ります、併しながら現行法を勵行するものであるといふことを申されて居ります。濠洲からいらつしやいました

陪席檢察官は、刑事行爲に關しまして被告が色の條約協約等にはないといふことを申して居ります。個人の責任といふものに關する申立もないといつて居ります。而してさういふ協定違反に對する罰則も指定しないといつて居ります。法律がどんなものであるべきかといふオツ

ペンハイムの主張は當人御自身によつて法律が如何なるものであるかといふことを保留して言つて居りません、而して現在の法律が何であるか、法律が何であるか、法律がどういふものであるべきかといふ區別が檢察官によつて提議されて居るやうに思はれます。

私達は當法廷の判決に喜んで服従するものであります。歴史の判決には、大して關心を持つて居らないのであります。その判決といふのは、此處に居ります被告にとつては關係の極めて少いものと思ひます。

もう一つ最後に申上げたい、それはフライリッピン、インド又其の他の諸國の参加といふことであります。オツペンハイムの著書一九六頁から再び引用致します。國際法に従へば純然たる主權國のみが交戰國となるの權利を有して居るのであります。主權國の國は、交戰國となる權利はありません。これを基本と致しまして、私達の論點を申上げたいと思ひます、若し法廷の方で御希望をなさいますならば其の引用文を提出致しますが、我々は以上で満足して居ります。

○ウエツプ裁判長 提出の必要はありません。

○ブレックニー陸軍少佐 本件に關して日本辯護人の一人が申上げたと思ひます。

○ウエツプ裁判長 名前は何かと思ひますか。

○ブレックニー陸軍少佐 高柳博士であります。

○ウエツプ裁判長 此の動議には彼は署名して居りません。

○ブレックニー陸軍少佐 どうも間違つたやうに思ひます、失禮致しました。

○ウエツプ裁判長 もう一つ動議が提出されて居ります、それは板垣、木村、武藤並に佐藤を本公判より除外しろといふ動議であります——それは四人の辯護人によつて論議されるのであります、それとも一人が代表してなされるのでありますか。

○フアーネス陸軍大尉 私は四人の被告人全部に代りまして、論點を申上げます。私は板垣、木

村、武蔵並に佐藤に代つて申上げます、辯護人がよく分る爲に、本動議から一點々讀上げます。第一は被告武蔵は日本陸軍部隊の一員として、アメリカ合衆國の陸軍部隊に降伏し、又被告板垣、木村、佐藤は日本の陸軍部隊のメンバーと致しまして、英聯邦の陸軍部隊に降伏し、其の降伏後俘虜になり、現在まで其の身分資格にあるのであります。ジュネーブ協定第六十三條の規定により申上げれば、此の法廷は彼等に刑を下す権限を持たないといふことであり、ジュネーブ協定第六十三條の規定に従ひ、本裁判所條例又は手續規定に従つての手續は、上記被告がそれぞれ降伏した陸軍部隊の手續とは違ふのであります。

これより私の議論に移りたいと思ひます。武蔵將軍は參謀長と致しまして、一九四五年九月三日第十四方面軍と同時に降伏されたのであります、第七方面司令官板垣大將、ビルマ方面司令官木村將軍、又帝國陸軍部隊第二十七師團長佐藤將軍は、それぞれ英聯邦の陸軍部隊に降伏されたのであります。上記の諸將軍は、敵軍隊のメンバーと致しまして、それぞれ敵軍に降伏されたのであります、當時何等戰爭犯罪の起訴を受けてないのであります。彼等は皆ゼネヴァ協定第七條によりまして收容されたのであります、一九二七年七月二十七日の協定に基くものであります。彼等はその後解放されたことはありませんで、引續き其の儘になつて居つたのであります。

そこへ彼等は、ずつと隔離されて居りましたので、戰爭犯罪者として異議ありや否やは分りません。隨つて俘虜としての彼等は、茲に於て戰爭犯罪人としての裁判を受けることは出来ないのであります。さつき申しましたゼネヴァ協定に依りますと本法廷は彼等を裁判する權利はないのであります。我々は茲に誰が彼等を裁判する權利があるのか、誰が裁判されるべきであるとかさういふことは議論したくないと思ひます。問題は其の條項が適用され得るや否やといふことであり、それは適用され得ると主張は主張

するものであります。第六條により申すと、其の俘虜の審判は、保護國を通じて出来るだけ早く、本人に通知しなくてはならぬことになつて居ります。是が先程申しました審理のやり方でありまして、それに依つて是等の被告は有罪であるが、或は無罪であるかを決定するべきであります。それは單なる行政的又は政治的結論であつてはなりません。日本の利益代表國は、スイスであります。ここに外交代表が居ります。有罪無罪の申立をやる前に、其の保護國に向つて通知すべきであります。通知は出て居らないやうに思ひます。又出て居らんと云ふ證據があります。

其の管轄の範圍をはつきり立證することを記録の爲にも必要と思ひます。第六十三條を引用致しますと、俘虜の判決は同じ法廷に依つて、同じ手續に依つて下されなくてはならぬと書いてあります。是等の四名の者は、彼等が逮捕された國の法廷に依つて裁判されるべきものであります。此處に居るべきではないと思ひます。武蔵將軍はアメリカ軍に依つて、其の他の三名はイギリス其の他の關係國に依つて處罰されるべきであります。斯かる軍法會議に對する手續と云ふものは、ここにありませんやうな裁判の手續と、大いに違つて居るのであります。武蔵將軍に關しましては、陸戦法規の第二十五條の項目が適用されるべきであります。第二十五條は死刑に關すること、第三十八條は軍法會議に關する規定を設けて居ります。これは普通の證據を集める規則であります。是等の項目は當法廷條例第十三條にあります所の證據を除外して居ります。我々が考へますのは是等の法規は俘虜に對して適用されるものと申ひます。此の協定は俘虜保護の爲に採用されたものであります。保護利益代表國に依りまして、被告が保護せられる以外には、例へば辯護士を任命すると云ふこと、其の外には被告に對して、何等保護の方法がないのであります。而して利益代表國代表は裁判に出席し、其の判決の報告を受けねばなりません。

せん。而して其の法廷に於ける手續は、自國の兵隊に對する手續と同様の手續が俘虜に適用されることになつて居ります。而して其の協定には米軍、英軍、フランス、ロシア並に日本も署名して居るのであります。而してそれは重大事件を取扱ふと云ふ目的の爲につくられたものであります。抑留されて居る間に於ける些細な事件を取扱ふものではないと我々は思つて居ります。是等の項目は法律的手續に言及して居ります。制限はありません。政策並に其の言葉も同様之を指示して居ると思ひます。

山下事件に於きます裁判長の言葉を茲に引用したいと思ひます。我々が俘虜にした者に對しましては我々は自國の兵隊に對すると同様の保護を與へるものである。而して逮捕者が課せんとする所の色々の處罰に對して自國兵と同様の手續を訴へることが出来るのであります。訓戒等の場合には出来るだけ條約の範圍内で自由に許可することになつて居ります。隨つて是等の日本の軍人が我が國の軍人と同様保護されなくてはならぬと云ふことを主張する者であります。此の協定調印に際しまして我々はそれを同意して居るのであります。是等の法則は實際に應用されました。さうして單なる手續問題ではないのであります。若し我方の國民が裁判に掛けられてみたとしたら、我々も此の條項が引用して反駁するでありませう。たとひ戰爭が停止したと云つても、是等日本の俘虜は之に對する俘虜としての、待遇を受けるべきであると主張致します。而して利益保護國を通ずるよりも、直接に日本政府から通信する途がある筈であります。

再びラトランド判事の説を引用致します。現實に直面致しますと、日本は敗戰國であります。無條件に降伏しなかつたとしても、非常に重い條件の下に敗戦した國であります。領土はアメリカ軍に依つて占領されて居ります。日本はアメリカと正式取引をする地位にはないのではありません。或はアメリカ人と正式取引は出来ないのではありません。日本には最早アメリカの俘虜は保

護されねばなりません。ゼネヴァ協定の趣旨に伴ひまして本法廷は是等四人の者を裁判する權利がないと申上げます。

○ウェット裁判長 檢察官どうぞ……

○コミンズ・カー檢察官 私は申上げますが、今の問題は一九二九年のジュネーブ協定に基くものであります。本裁判の後程に於ては、此の協定は成程便利なもの認められるであります。私の見ました所では、本協定と云ふものは、今説明されたことに對しては、何等の關係も持たないものであります。私は只今の件が山下裁判の件に付て引用されましたので、アメリカ裁判所の只今の判決の正しい文を讀上げたと思ひます。裁判長ストーン氏の判決に依りますと、本件は一九二九年ジュネーブ協定書第六十三條に依りまして、二十八項乃至三十八項に對する項目の利益を得べきであると思ふのであります。六十三條に依りますと、判決は唯アメリカ軍隊のみ判決が下されるべきだと規定してあるものであります。〔訂正〕アメリカ軍隊の代りに逮捕國の軍隊に請願者が捕虜でありますので、且つ戰爭法規の二十五並に三十八條が、自國の軍隊の如何なるもの判決にも當嵌まるのであります。から、六十三條は、此の被告と云ふ者が、請願者の判決裁判に當つても適用せらるべしと云ふことを言つて居るのであります。併しながら私共は只今申しました六十三條の檢討の結果に依りますと、此のジュネーブ協定に於ける所の規定と云ふものは、唯俘虜に對して宣告を下すと云ふことに付ての言及をして居るので、而も其の罪と云ふものが俘虜として居た間に於て行はれた罪に對するものであつて、隨つて是は何等戰時國際法の違反、而も戰闘員としての、戰時國際法の違反と云ふことに對して、言及して居るのではあります。云ふことに對して、言及して居るのではあります。せぬ。この點に付きまして、私は右の解釋を致しまして戰闘行為の開始、若くは戰闘行為の行はれた間に、行はれた所の國際法に對する罪に付ては、本件は當嵌まらぬと解釋したのであります。

非常に審理が後れますので、先程採用した方

法に従つて私の辯論を最後まで續けさせて戴きたい。

○ウエツプ裁判長 どうぞ發言を全部續けて下さい。その後で翻譯をすることに致します。

○コミンズ・カー検事 ……

○フアーネス大尉 ……

○ウエツプ裁判長 ……

○コミンズ・カー検事 ……

○ウエツプ裁判長 ……

〔また他に、動議が出て居ります。例へば此處に細目の請求書などが出て居りますが、是は本日出來ませぬで、明日に合議させようかと云ふ裁判長の提議に對しまして、當方檢察團からは判事控室で話した方が宜しいので、この法廷でする必要はなからうと云ふ意見が出ましたが、之に對して裁判長は、本件は刑罰的なものであるから、之を斯うした公開の席で取上げるやうにしたいと云ふので話が落付きました〕

○フアーネス大尉 ……

○ウエツプ裁判長 ……

〔他の動議に對しても、本日論議するか否やと云ふ事が辯護士と、裁判長の間で話合になりましたが、結局明日の九時半より全部取上げることに致しました〕

○ウエツプ裁判長 休廷。

午後五時十七分休廷